委託業務特記仕様書(令和7年5月1日以降適用)

(共通仕様書の適用)

- 第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(国土交通省港湾局)」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

第2条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書(変更・追加事項)」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099

(共通仕様書の読み替え)

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

(成績評定の選択制(試行))

- 第4条 当初業務委託料(税込み)が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務(建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く)は、別に定める「委託業務(土木)成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務(土木)成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料(税込み)が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務(土木)成績評定の選択制試行要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/

(受発注者共同による品質確保)

第5条 重要構造物(橋梁、トンネル、樋門、砂防等)設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有(設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等)・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者(測量、地質、調査、設計)で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(ウィークリースタンス)

- **第6条** 本業務は、ウィークリースタンス(受発注者で1週間のルール(スタンス)を目標として定め、計画的 に業務を履行する)の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム (水曜日は定時の帰宅を心がける。)

- (2) マンデー・ノーピリオド(月曜日(連休明け)を依頼の期限日としない。)
- (3) フライデー・ノーリクエスト(金曜日(連休前)に依頼をしない。)
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した 内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議【発注者指定型】)

- 第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議(発注者指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/

(Web検査【発注者指定型】)

- 第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査(発注者指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/

(業務箇所への遠隔臨場【発注者指定型】)

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場(発注者指定型)」の対象業務であり、 別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

- 第10条 受注者は、情報共有システム(以下「システム」という。)の活用を希望する場合は、監督員の承 諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務(以下、「対象業務」という)とすることができる。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/

(本業務の特記仕様事項)

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(本業務における特記仕様事項を記載)

R 7 吉土 鳶ヶ谷川 上板・西分 河川管理施設設計業務 特記仕様書

第1章 適用

本特記仕様書は、徳島県が実施する「R7吉土 鳶ヶ谷川 上板・西分 河川管理施設設計業務」に適用する。なお、特記仕様書に定めのない事項については、準拠図書に基づき実施する。

第2章 業務概要

本業務は、板野郡上板町を流下する鳶ヶ谷川と宮川内川の合流点に位置する徳島県管理の下原樋門の開閉装置と機側操作盤、遠方操作盤の改修設計を行うものである。また、クラックが確認される土木施設の改修設計を行う。

第3章 業務内容

3.1 設計計画

業務の目的と主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、既往資料の収集 及び整理を行うとともに、業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

3.2 現地踏査

現地踏査は、現地の状況、計画地点周辺の地形、土地利用状況等を確認し、設計および施工の観点から現地状況を把握し、整理する。

3.3 桶門改修設計

ワイヤロープウインチ式開閉装置と電気設備(機側操作盤、遠方操作盤)の改修設計を行 う。開閉装置の比較検討を行い、最適となる開閉装置を選定する。また、概算工事費につい ても算出する。

3.4 施工計画検討

開閉装置の更新に伴う既設開閉装置の搬出と、新規開閉装置の建屋への搬入に関して、施工を総合的に検討し、当該工事で最適となる施工計画案を策定する。

3.5 土木等施設補修設計

建屋や函体を対象として、クラックや欠損等の変状に対する改修設計を行う。

3.6 調査試験計画

変状が確認される下原樋門の左岸下流に位置する護岸工や下流水叩き工の現地調査を実施し、変状の原因を推定し、護岸工の詳細設計に必要となる調査を立案する。

3.7 図面作成

樋門および土木施設の改修設計の結果に基づき、工事発注に必要な図面の作成を行う。

3.8 数量計算

作成した図面に基づき、工事発注に必要な数量計算書の作成を行う。

3.9 照査

「詳細設計照査要領 (徳島県県土整備部)」に準じて、照査技術者による照査を行う。

3.10 打合せ

設計業務を適正かつ円滑に実施するため、業務着手時、中間打合せ1回、成果納品時の計3回の打合せを行う。

3.11 成果報告書の作成

成果品の提出は下記の通りとする。

- ・報告書(紙媒体:A4チューブファイル綴じ) 1部
- ・電子成果品(電子媒体) 2部